

別府市公民館外 Wi-Fi 環境整備業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「別府市公民館外 Wi-Fi 環境整備業務」（以下「本業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者（以下「受注者」という。）の選定にあたり、公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

別府市公民館外 Wi-Fi 環境整備業務

(2) 業務目的

本事業は、別府市中央公民館外 7 施設（以下「公民館等」という。）において公衆無線 LAN（以下「Wi-Fi」という。）環境を整備し、災害時に通信インフラとして利用するほか、地域住民の新しい生活様式への対応を推進していくとともに、施設の利便性向上による若い世代の公民館利用の促進や、地域住民の ICT リテラシー向上によるデジタルデバイドの解消に寄与することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙 1 別府市公民館外 Wi-Fi 環境整備業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

別府市中央公民館外 7 館

3 参考見積価格の上限額

21,251,780 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上限額は、以下の①整備費用（公民館外 Wi-Fi 環境整備に係る費用）と②運用・保守等費用（整備完了後から令和 5 年 3 月 31 日までの運用・保守等に係る費用）の合計額とし、それぞれ参考見積価格上限範囲内とする。

①整備費用に係る参考見積価格上限額 20,639,960 円（消費税及び地方消費税を含む。）

②運用・保守等費用に係る参考見積価格上限額 611,820 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 スケジュール

日 程	事 項
令和4年5月11日（水）	募集公告
令和4年5月12日（木）から 令和4年5月17日（火）まで	質問の受付期間
令和4年5月12日（木）から 令和4年5月17日（火）まで	現地確認
令和4年5月19日（木）	質問への回答
令和4年5月17日（火）から 令和4年5月23日（月）まで	参加申込書の提出期間
令和4年5月26日（木）まで	参加資格審査結果通知
令和4年5月27日（金）から 令和4年6月10日（金）まで	企画提案書等の提出期間
令和4年6月中旬	審査（プレゼンテーション・ヒアリング）、 最優秀企画提案者の選定
令和4年6月中旬	審査結果の通知
令和4年6月下旬	契約締結

5 応募に関する留意事項

(1) 配布する資料等の承諾

プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、参加申込書等及び企画提案書類等の提出をもって、当市が本業務において配布する資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募者が、本業務に係る応募に関して要した費用については、全て当該応募者の負担とするものとする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(4) 著作権

企画提案書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、当市は、本業務の公表及びその他当市が必要と認める場合、受注者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものと

する。また、選定された応募者以外の提案については、本業務の公表以外には使用しない。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

(6) 提供する資料等の取扱い

当市が提供する資料等は、本業務への参加の目的にのみ使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、理由の如何にかかわらず返却しない。

(8) 情報公開

応募者から提出された企画提案書等は、別府市情報公開条例(平成15年別府市条例第24号)の公文書として取り扱うものとする。

6 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 審査予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (3) 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 沖縄県を除く九州管内に本店又は支店等があること。
- (6) 別府市が発注する情報システム開発業務委託契約に係る指名競争入札参加資格審査要綱(平成14年別府市告示第174号)第7条の入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (7) 平成25年度(契約締結日基準)以降に、公共施設へのWi-Fi整備実績があること。

7 応募に関する手続等

(1) 資料の配布

本業務の応募に必要な資料の配布を次のとおり行う。

また、当市の公式ホームページ(以下「ホームページ」という。)からもダウンロード

することができる。

URL : https://www.city.beppu.oita.jp/sangyou/nyuusatu_keiyaku/itaku/

ア 配布日

令和4年5月12日(木)から令和4年6月10日(金)までの土曜日及び日曜日(以下「休日」という。)を除く、午前9時から午後5時まで

※ホームページからの閲覧、ダウンロードに関しては、時間等の指定を設けないものとする。

イ 配布場所

「13 事務局」とする。

ウ 配布資料

(ア) 実施要領

(イ) 別紙1 仕様書

(ロ) 別紙2 公民館等参考図面

(ハ) 別紙3 評価基準

(ニ) 様式1 参加申込書

(ホ) 様式2 質問書

(ヘ) 様式3 辞退届

(ト) 様式4 誓約書

(チ) 様式5 業務実績調書

(リ) 様式6 企画提案書表紙

(ニ) 様式7 参考見積書

(2) 実施要領等に関する説明会

実施要領等に係る説明会は実施しない。

(3) 質問の受付

ア 受付期間

令和4年5月12日(木)から令和4年5月17日(火)までの休日を除く

午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「13 事務局」とする。

ウ 提出方法

質問の提出方法は、質問票【様式2】に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにて送付する。送付後は、「13 事務局」担当者まで送付した旨を電話連絡すること。電子メール送付に当たっては、標題を「別府市公民館外 Wi-Fi 環境整備業務質問書」とすること。

なお、上記以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)による質問は一切受け付けない。

(4) 現地確認

(ア) 令和4年5月12日(木)から令和4年5月17日(火)に公民館等の現地確認を行うことができる。

(イ) 現地確認をする際には、事前に「13 事務局」担当者又は該当公民館等に連絡し、

日程調整を行うこと。

(ウ) 現地での公民館等職員の対応は、現地案内のみとし、質問には答えない。

(5) 質問への回答

提出された質問(類似の質問が複数ある場合は集約する。)及び質問に対する回答は、令和4年5月19日(木)からホームページにおいて公表する。ただし、質問の提出者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。

(6) 参加申込書等の提出

応募者は、次の書類を提出すること。

ア 提出期間

令和4年5月17日(火)から令和4年5月23日(月)までの休日を除く
午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「13 事務局」とする。

ウ 提出書類

- (ア) 参加申込書【様式1】 1部
- (イ) 誓約書 【様式4】 1部
- (ウ) 業務実績調書【様式5】 1部

※6の(7)に示す履行実績を確認できる書類(契約書、仕様書等)の写しを必ず添付すること。

エ 提出方法

持参又は郵送等とし、その他の方法は一切認めない。

郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、受付期間内に必着のこと。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

オ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果通知書を令和4年5月26日(木)までに書面により通知する。

なお、参加資格が認められた者に、企画提案書作成に係る「提案者番号」を併せて通知する。

カ 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (ア) 参加資格がないと認められた者は、7の(6)のオの日の翌日から起算して7日以内(休日を除く。)に書面(様式は任意)を持参して説明を求めることができる。
- (イ) 当市は、(ア)の書面を受理した日の翌日から起算して8日以内(休日を除く。)に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(7) 企画提案書等の提出

ア 提出期間

令和4年5月27日(金)から令和4年6月10日(金)までの
午前9時から午後5時まで

イ 提出先

「13 事務局」とする。

ウ 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

提出書類	作成の注意点等
(ア) 企画提案書表紙【様式6】	所定の様式により作成すること。
(イ) 業務実施体制【任意様式】	以下の項目を明記すること。 氏名、所属、役職、担当する業務内容、業務実績、資格免許等 ※資格を証する免許証等並びに履行実績を確認できる書類の写しは省略することができる。
(ウ) 業務実績調書【様式5】	参加申込時に提出した書類の写し
(エ) 企画提案書【任意様式】	<ul style="list-style-type: none"> ・ A4版横書きで作成すること。 ・ 文字の大きさは原則として11ポイント以上とする。ただし、図・表中の文字については、この限りではない。
(オ) 参考見積書【様式7】	<p>所定の様式により作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本要領3の限度額を超えないこと。 ・ 値引き等の記載は行わないこと。 <p>整備費用(イニシャルコスト) (様式7-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務のWi-Fi環境を構築するために必要な整備費用を全て含むこと。 ・ 見積りは下記項目に分計すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①クラウド整備関連 (セキュリティ対策や運用のための機能を含む) ②アクセスポイント設置等工事費関連 (事前・事後の電波環境調査を含む) ③アクセス回線及びインターネット接続サービス関連 ④追加で提案する機能 <p>整備後の運用・保守等費用 (ランニングコスト) (様式7-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務で整備するWi-Fi環境の運用・保守等を行うために必要な費用を全て含むこと。 ・ 見積りは下記項目に分計すること。 <ul style="list-style-type: none"> ①運用・保守等費用 (クラウド利用を含む、Wi-Fiの監視・保守・運用に関する費用) ②アクセス回線及びインターネット接続サービス

	<p>③追加で提案する機能</p> <p>※上記の運用・保守等費用は、5年間の総額を見積ること。</p> <p>ただし、令和5年度以降の支払いについては一般会計予算が議会の議決を経て成立することを前提とするため、5年間の支払いを約束するものではない。</p>
--	---

※(ア)から(エ)については順番に綴じ、(オ)については別に提出すること。

※参考見積額が契約額とはならない。

エ 提出方法

持参又は郵送等とし、その他の方法は一切認めない。

※持参にあたっては、事前に「13 事務局」に連絡すること。

※郵送等の場合は受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に必着のこと。また、封筒等の表面には、必ず「企画提案書等在中」と朱書きすること。なお、不慮の事故等による紛失又は遅延等については考慮しない。

オ 企画提案書等の作成に係る留意事項

(ア) 提出書類(ア)から(エ)の順にA4判長辺綴じで、製本し、正本(1部)と副本(9部)の合計10部作成すること。

(イ) 副本の全ての書類において応募者名が特定できるような表示や表現は行わないこと。(特定できる場合は評価しないことがある。)

(ウ) 参考見積書については長形3号の封筒に入れ、封緘して1部提出すること。封筒の裏面には応募者名を記載すること。企画提案書等に綴じないこと。

(エ) 記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対する配慮をすること。

(オ) ページ番号を記載すること。

(カ) 専門用語、略語は説明を記述すること。

(キ) 仕様要件以外に提案があれば記載すること。

(ク) 失格となる企画提案書

企画提案書が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

a 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

b 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

c 虚偽の内容が記載されているもの

d 提案内容等が著しく逸脱したもの

カ 企画提案書等の修正等の禁止

企画提案書等の提出後の修正、差替え、再提出又は撤回は、審査の過程において本市が企画提案書等の補正を求める場合を除き認めない。

キ 参加の辞退

応募者は、参加申込書の提出後又は企画提案書等の提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届(書面)【様式3】を、「13 事務局」に提出すること。

なお、参加を辞退した場合に、今後、当市の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

8 審査方法等

(1) 審査の実施

ア 応募者による「企画提案書等」の説明(プロジェクター使用等による20分以内のプレゼンテーション)と別府市公民館外Wi-Fi環境整備業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)による10分程度のヒアリングを行う。

イ プレゼンテーションの参加者は3名までとする。原則として業務実施体制【様式7】に記載する担当者のうち、主担当者を予定している者の出席を必須とし、原則として主担当者がプレゼンテーションを行うこと。

ウ プレゼンテーションは、令和4年6月中旬を予定しているが、実施時間、場所及びその他詳細については、別途通知する。

エ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査(以下「プレゼンテーション等」という。)は非公開とする。ただし、事務局職員及び当市関係部署職員についてはこの限りではない。

オ スクリーンは事務局が準備する。プロジェクター及びパソコンを利用する場合は持参すること。

(2) 評価方法

「別紙2 評価基準」のとおり。

(3) 応募者が1者の場合の措置

応募者が1者であっても、プレゼンテーション等を行う。

9 審査結果の公表

審査結果は、速やかにホームページに公表するとともに、プレゼンテーション等を受けた全ての応募者に通知する。

10 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

本事業の仕様書は、最優秀企画提案者の企画提案書等の記載内容を元に最優秀企画提案者と協議を行い、確定させるものとする。

(2) 契約の締結

最優秀企画提案者との協議が整い、本事業の仕様書が確定した後、見積書を提出し、見積り金額が予定価格の範囲内であれば、別府市契約事務規則(平成2年別府市規則第46号)に基づいて契約を締結する。

なお、最優秀企画提案者との契約が不調となった場合には、次点者との契約交渉を行う。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) プレゼンテーション等に正当な理由なく欠席した場合
- (6) 参考見積書の金額が、委託金額（限度額）を超過したもの。

1 2 その他

- (1) 本要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めによる。
- (2) 10の(1)で確定させた事業の仕様書(以下「確定仕様書」という。)は、当市からの指示がない限り全て契約内容とし、履行確保に関して、その責任を負うものとする。また、受注者が、契約締結後、その者の責により、確定仕様書の内容が履行できない場合は、次のとおりとする。
 - ア 確定仕様書の内容と履行等の内容に著しい差異があるときは、契約解除を行うことができ、また指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。
 - イ 確定仕様書の内容が履行できなかった場合（合理的でない場合に限る。）は、減額変更契約の対象とし、また、損害賠償を請求することができるものとする。
- (3) 契約締結後、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等により、本業務の全部又は一部が履行できなかった場合は、当市と受注者が協議を行い、契約金額の変更を行うことがある。なお、この場合による指名停止等措置要領に基づく指名停止は行わない。
- (4) 参加申込書等及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

1 3 事務局

〒874-8511 別府市上野口町1番15号

別府市役所 教育部 社会教育課 担当：古本・尾崎

TEL 0977-21-1587

FAX 0977-22-5100

E-mail lle-be@city.beppu.lg.jp